

令和7年4月17日 製品安全課

※ 第2回製品安全4法改正ブロック別説明会に係る御質問への回答については、大変多数の御質問をいただきましたので、類似の御質問についてはまとめさせていただいた上で、別途公表を予定しています。

また、個別製品に係る御質問は、より多くの方に御活用いただきたい観点から汎用的な回答として公表する準備を進めています。できる限り早期に回答できるよう作業を進めておりますので、御理解をいただけますようお願いいたします。

（「乳幼児用玩具」の対象となる製品）

【質問1】

乳幼児用玩具（3歳未満向けの玩具）とは、具体的にどのような製品ですか。

【回答】

規制の対象となる乳幼児用玩具とは、出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計された玩具です。例えば、乳幼児は、誕生時から聴覚が機能しており、音のする方向に顔を向けたり、惹き付けられたりするとされ、出生後3月前後で、ものを掴むことができ、手と口でもものを感知することができるとされています（ISO/TR 8124-8:2024 より）。こうした出生後36月未満の乳幼児の身体的・精神的発達程度、興味・関心の程度及び行動様式に応じた、サイズ、機能、構造等である玩具を規制の対象とします。

この規制により、出生後36月未満の乳幼児の玩具に起因する、部品の誤飲による窒息や身体への外傷等の危害の発生を防止することが目的です。

なお、乳幼児用玩具として規制の対象となるのは、出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計された玩具であって、乳幼児向けの消費生活用製品、家庭用品（育児用品など）が全て乳幼児用玩具の範囲に含まれるものではありません。

詳細な解釈は、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」に記載していますので御確認ください。

【質問2】

製品の対象年齢が3歳未満であると認識される判断基準を教えてください。

【回答】

製品の対象年齢は、①合理的な根拠に基づいていること、②広告において意図されている対象年齢に矛盾しないこと、③類似する他の製品に設定された対象年齢の下限を上回らないこと、④一般消費者が合理的に推測できる対象年齢の下限を上回らないこと、を総合的に勘案して判断します。

例えば、一般的な3歳未満の乳幼児の体の大きさにあったサイズであり、まだ立ち上がることができない乳児でも寝転んで遊ぶことができるように設計されたベビージム、なんでも口に入れて確かめようとする性質を踏まえた、小さな口でくわえられるサイズであり繰り返し洗うことができる素材でできた歯固め等は、3歳未満の乳幼児向けの玩具と認められます。また、ベビー用品売り場で販売されている玩具である等の一般消費者が合理的に3歳未満向けである

と推測できる販売方法である場合には、こうしたことも勘案し、3歳未満向けであると判断します。

一方で、3歳未満の乳幼児向けではないものとして玩具を販売する場合には、対象年齢の適切な設定に係る説明を整理するとともに、3歳未満の乳幼児向けではない旨の製品への明りょうな表示、3歳未満の乳幼児向けと疑われるような紛らわしい広告や販売方法をとらないことなどが重要です。

対象年齢の適切な設定に係る説明には、例えば、一般的な3歳未満の乳幼児の発達段階では扱うことができないような高度な操作性、思考力等が求められるものであること、3歳未満の乳幼児には認識できないような車のエンジン、ギア等の細部が表現されたリアルなものであること、公表されている視聴対象年齢が3歳以上であるアニメ・ゲーム等のキャラクターがデザインされたものであること、などが想定されます。

ただし、こうした玩具であっても、対象年齢1歳などと表示されるなど、表示や販売方法において一般消費者が3歳未満向けの玩具であると誤認するようなものであれば、規制の対象になりえます。

【質問3】

自社取り扱い製品が規制の対象となる乳幼児用玩具にあたるかどうか（一般消費者が家庭において使用することを目的として設計したものかどうかを含む）の判断は、誰にどのように確認すればよいのでしょうか。最終判断は誰が行うのでしょうか。

【回答】

規制の対象となる乳幼児用玩具の範囲については、政令や解釈通達において明らかにされています。消費生活用製品を国内で製造し、又は、海外から輸入する事業者は、まずは、法令や解釈通達等の関連文書をよく理解し、自社製品が規制の対象にあたるかどうかを確認の上、法令を遵守することが必要です。消費生活用製品を国内で製造し、又は、海外から輸入する各事業者において、消費生活用製品安全法を遵守する責任があります。

その上で、事業者側では、どうしても規制の該非の判断に迷う製品が生じた場合には、製品の仕様・設計等の詳細や、判断に迷う法令、通達等における記載箇所等を整理の上で、乳幼児用玩具の該非に係る最終的な解釈権限を有する経済産業省本省製品安全課又は各地方経済産業局へ問い合わせてください。

【質問4】

本来乳幼児向けではない玩具が、発売後に乳幼児に遊ばれた結果、乳幼児向けの意図があると判定され、規制対象となる可能性はありますか。

【回答】

乳幼児用玩具を規制する趣旨は、3歳未満の乳幼児に遊びのために与えられ、3歳未満の乳幼児に直接または間接的に、長時間接触する蓋然性の高い玩具について、当該玩具に起因する窒息や身体損傷等の危害の発生を防止することです。3歳未満の乳幼児向けでない玩具や、遊ぶためのものではない製品まで含めて、偶発的に乳幼児が玩具として遊ぶ可能性が否定できないとしても、規制の対象とする趣旨ではありません。

(販売事業の考え方)

【質問 5】

飲食店でのおまけ、イベントの景品、ノベルティ用のグッズといった販売促進や認知拡大を目的として無料で配布する玩具についても、規制対象となりますか。

【回答】

御指摘のようなケースで配布された玩具は消費生活用製品安全法における「消費生活用製品」に該当すると考えられるため、仮に重大製品事故が発生した場合には、その製造事業者等には国への報告義務があります。

また、当該玩具が乳幼児用玩具に係る規制の対象となるかどうかは、個別の事例に基づいて判断する必要があります。粗品、景品などの、いわゆるノベルティとして、商品・サービスの取引に付随して、一般消費者に提供される製品は、販売の事業として提供される製品として、乳幼児用玩具の規制の対象になります。

例えば、ある商品を1つ購入することに伴いおまけとして提供される製品、飲食店でお子様ランチのおまけとして提供される製品等は、販売の事業として提供された製品に当たると解されます。

なお、最終的に一般消費者に対しては完全に無料で譲渡するもので、販売に当たらない乳幼児用玩具であっても、製造事業者から販売事業者に対して卸売販売される場合は、この販売行為に当たり、製造事業者が届出や技術基準適合性の確認等の義務を履行し子供PSCマークを表示する必要があります。

【質問 6】

幼稚園、保育園等の施設へ販売される乳幼児用玩具は規制の対象になりますか。

【回答】

幼稚園、保育所等へ販売されていれば直ちに規制の対象から除外されるものではありません。幼稚園、保育園等で使用されるために特別に設計されたといえる乳幼児用玩具（施設に備え付けの玩具等）が、規制の対象外になります。施設で使用される製品であっても、家庭において使用することも想定されるようなものであれば、規制の対象となります。

【質問 7】

製造又は輸入を行う事業者が3歳以上を意図して流通させた製品を、販売事業者が勝手に3歳未満向けと受け取られかねない形で販売した場合（おむつとセット販売等）、製造又は輸入を行う事業者の違反になりますか。

【回答】

製造又は輸入を行う事業者が製品の構造等から対象年齢3歳以上と判断し、その結果、届出や技術基準適合確認等の義務が履行されていない製品を、販売事業者が「赤ちゃんセット」と称するなど、3歳未満向け玩具であると誤認されるような広告や販売方法によって販売した場合は、一般消費者が3歳未満の乳幼児に玩具として与えてしまう蓋然性が高まり、小部品の誤飲による窒息や、身体損傷の可能性が生じ大変危険です。

上記のように、本来は規制対象ではない製品（例：3歳以上向け玩具等）であっても、多くの一般消費者が規制の対象である3歳未満向けの玩具であると合理的に推測される形で販売を

続けている場合には、販売事業者に対して、法令の理解や遵守状況について確認させていただく可能性があります。このため、販売事業者も乳幼児用玩具に係る法令について理解を深め、販売方法によって消費者が危険にさらされないよう、安全確保に努める必要があります。

また、製造又は輸入を行う事業者においても、こうした行き違いが生じないように、自社の取扱い製品に、対象年齢や3歳未満向けと誤認されるような販売方法を取らない旨の明りょうな表示等を行っていただくことが重要です。

なお、この場合、製造又は輸入を行う事業者に対しても、当該製品が規制対象に当たるか否かについて、(販売形態等も踏まえて)改めて確認させていただく可能性があります。製造又は輸入を行う事業者においても、3歳未満向けの玩具と誤認されるような広告や販売方法がとられていることを知りながら放置したような場合には、責任を追及されますので、自社の取扱い製品を販売させる販売事業者に、法令の正しい理解を求め、販売事業者の販売方法も消費者の安全確保のために重要であることを伝えていただきたいと思います。

適切な販売方法が確保されておらず、乳幼児の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要であるときには、製造、輸入、又は販売を行う事業者に対し、消安法に基づく報告徴収や立入検査等を実施する可能性があります。

(施行前に製造又は輸入した製品の対応)

【質問8】

令和7年12月25日の改正法の施行よりも前に、子供PSCマークを表示した乳幼児用玩具を販売することはできますか。

【回答】

本来、令和7年12月25日の施行日以降に製造又は輸入した乳幼児用玩具については、施行日以降に届出を行い、技術基準適合確認等の所要の義務を履行した場合は、子供PSCマークを表示することができます。

また、事前準備の観点から、令和7年9月25日以降、事前の届出を行い、必要となる技術基準適合確認等の対応をした場合について、子供PSCマークを表示した製品を販売することも可能です。なお、事前の届出を行わず、又は、技術基準適合の確認等をせずに子供PSCマークを表示した製品が販売されていることを確認した場合は、経済産業省から法令への対応状況について確認をさせていただく可能性があります。

【質問9】

令和7年9月25日の事前届出の開始よりも前に、子供PSCマークを表示した乳幼児用玩具を販売することはできますか。

【回答】

令和7年9月24日以前は、まだ事前届出の受付前となります。改正消費生活用製品安全法では、届出をせず、乳幼児用玩具に子供PSCマークを表示して販売した場合、第4条第2項の違反となります。

【質問 10】

既に ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020 又は ASTM F963-23 に適合している乳幼児用玩具についても、届出後に改めて適合性を確認する検査を受ける必要はありますか。

【回答】

ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020 又は ASTM F963-23 に適合する乳幼児用玩具は、技術基準に適合することとなります。既にこれらの規格に適合していることを示す検査レポートをお手元に保存されていたら、再度検査をする必要はありません。製造又は輸入の事業届出を行い、当該検査レポートの結果を活用して技術基準の自主検査を行い、当該検査記録を作成・保存し、対象年齢等の必要な表示を付し、子供PSCマークを付せば、当該玩具を販売することができます。

【質問 11】

既に ISO8124-1:2022 及び ISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018 及び EN71-2:2020 又は ASTM F963-23 に適合する検査レポートを持っても、そのほかに、当該検査レポートを使って新たな「検査記録」を作成することも義務付けられているのですか。

【回答】

消安法第11条第2項において、「届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の特定製品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。」とあるとおり、消安法では、届出事業者自身が検査記録の作成・保存をすることが必要です。検査記録の内容については、技術基準省令第14条第2項に規定される以下の事項を記載すれば良く、様式は問いません。

- 一 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 二 検査を行つた年月日及び場所
- 三 検査を実施した者の氏名
- 四 検査を行つた特定製品の数量
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

また、検査レポート等を添付していただけるようであれば、全く同じ内容を検査記録に転記いただく必要はなく、検査レポート等に記載の事項については、「添付書類●●のとおり」などと記載いただくことでも問題ありません。検査記録は、届出事業者が、自ら、いつ、どのように技術基準適合性を確認したのかという事実関係を明らかにするために必要な書類ですので、御理解いただけますようお願い致します。

【質問 1 2】

令和 7 年 1 2 月 2 5 日の改正法の施行日になると、その時点ですでに製造又は輸入され、在庫品となっている乳幼児用玩具にも子供 PSC マークを表示して販売しなければならなくなりますか。

【回答】

令和 7 年 1 2 月 2 5 日の施行日より前に既に製造又は輸入され在庫品となっている製品については、経過措置により規制対象から除外されていますので、子供 PSC マークを表示して販売する必要はありません。乳幼児用玩具として規制の対象となるのは令和 7 年 1 2 月 2 5 日以降に製造又は輸入された乳幼児用玩具になります。

【質問 1 3】

令和 7 年 1 2 月 2 5 日の改正法の施行よりも前に輸入したものは規制の対象外になるところ、すでに店舗在庫で保有している製品一品一品を何月何日付で入荷したものか明らかにする必要はありますか。法の施行後に入荷する製品については、今後、特定の記号等を刻印し、施行後に製造又は輸入したものであることが分かるようにし、それ以外のものは全て法の施行前のものと説明できるようにしておくことでも問題ありませんか。

【回答】

規制の適用を受けない製品は、改正法の施行前に製造又は輸入した製品であることが判別できるものであり、入荷した日付まで判別されているものではありません。ただし、その判別方法として、改正法の施行後に製造又は輸入した製品のどこにどのような記号を刻印されると社内で整理されたのかなどについては、確認させていただく可能性がありますので、文書で残すなど御準備をいただくようにお願いします

【質問 1 4】

乳幼児用玩具は、令和 7 年 1 2 月 2 5 日以降に製造又は輸入される製品が規制の対象となるところ、海外で製造され、日本に輸入される製品は、どの時点が令和 7 年 1 2 月 2 5 日以降になると規制の対象となりますか。また、「製造」、「輸入」は何を以て判断されますか。

【回答】

海外で製造され、日本に輸入される製品については、「輸入」が完了する時点が令和 7 年 1 2 月 2 5 日の法施行日以降である乳幼児用玩具が規制の対象となります（日本国内で製造される製品については、「製造」が完了する時点が法施行日以降である乳幼児用玩具が規制の対象です）。

輸入については、輸入に係る一連の手続き（通関や売買関係の手続き）が全て完了した時点を輸入が完了した時点と判断します。

製造については、製品を完成させる一連の行為が全て完了した時点を製造が完了した時点と判断します。

なお、法施行日より前に製造又は輸入し、規制の対象外である乳幼児用玩具を販売する事業者においては、求めがあれば、規制の対象外である乳幼児用玩具であることを示せるよう、仕入日の確認できる書類の保存、製造又は輸入した時期を確認できるロット番号の管理、又

は、製造若しくは輸入した時期を確認できる民間認証番号等を記録・整理いただくことが重要です。

(個別製品)

【質問 1 5】

ぬいぐるみの対象年齢はどのように決めればいいですか。

【回答】

製品の対象年齢は、①合理的な根拠に基づいていること、②広告において意図されている対象年齢に矛盾しないこと、③類似する他の製品に設定された対象年齢の下限を上回らないこと、④一般消費者が合理的に推測できる対象年齢の下限を上回らないこと、を総合的に勘案して判断します。

3歳未満の乳幼児向けではないものとしてぬいぐるみを販売する場合には、対象年齢の適切な設定に係る説明を整理するとともに、3歳未満の乳幼児向けではない旨の製品への明りょうな表示、3歳未満の乳幼児向けと疑われるような紛らわしい広告や販売方法をとらないことなどが重要です。対象年齢の適切な設定に係る説明には、解釈に記載の海外のガイドラインに沿っているものや、そのほか、例えば、アニメ・ゲーム等のキャラクターについて、その制作者・配信事業者等が視聴に適した対象年齢を3歳以上の年齢として定め、公表している場合であって、そのアニメ・ゲーム等のキャラクターを忠実に模したデザインであることなどがあります。

ただし、アニメ・ゲーム等の対象年齢は、あくまでそのアニメ・ゲーム等のキャラクターを模した製品の対象年齢を決める際の一つの考慮要素に過ぎず、これに加えて、製品の寸法、詳細さ等の製品の特徴、広告や販売方法なども総合的に勘案されます。

【質問 1 6】

書籍として通関し、ISBNコードも付して書籍として流通させている商品でも、出生後36月未満の乳幼児が遊ぶための仕掛け絵本は、乳幼児用玩具として規制の対象になりますか。

【回答】

乳幼児用玩具にあたるかどうかは、どのような名目で通関や流通をしているかによって一義的に決まるものではありません。基本的に、紙だけでできた一般的な書籍（絵本を含む）は、紙の切り貼りにより飛び出す、又は、引き出す等の仕掛けがあっても、文字や絵図等により情報を伝達する、又は知識を習得させるものである書籍と認められ、玩具には当たらず規制の対象外です。また、触感を楽しませるといった遊びの用途ではなく、汚れや劣化の防止等の観点で、紙製の絵本を薄いビニール製の素材等で保護しているものについては、ビニール製の素材等が含まれることをもって規制の対象にすることはありません。

布、木材等の素材により触感を楽しませるものと認められる絵本、音響装置など遊びの機能を有する絵本等が書籍と認められず、出生後36月未満向けのものであれば乳幼児用玩具として規制の対象になります。

【質問 17】

スポーツ用品には、競技用の公認基準には適合しない練習用の製品（野球の練習球、卓球又はゴルフのトレーニングボール等）がありますが、これらはスポーツ競技のために使用するものとは認められず、玩具として規制の対象になりますか。

【回答】

スポーツ競技用の公認基準に適合しない製品であっても、スポーツ競技の練習のために使用されることを目的として、スポーツ用品店等で販売されるボール等を玩具とみなすものではありません。

スポーツ用品については、オリンピックなどの公式競技のみならず、学校の部活動、地域のスポーツ大会等で使用できる十分な機能がある製品は、スポーツ競技用の目的で設計されたスポーツ用品とみなすことができ、玩具には当たりません。

ただし、玩具店で販売され、多くの一般消費者が出生後 36 月未満の乳幼児用の玩具であると認識するような柔らかいボールなども含めて、スポーツ練習用と表示するだけで乳幼児用玩具に係る規制を回避できるわけではありません。出生後 36 月未満の乳幼児が遊ぶために使用するものにも見えるような大きさ、材質等の製品については、一般消費者が玩具と誤認することがないように、紛らわしい表示や販売方法等をとらないようにすることが重要です。

（容器包装への表示）

【質問 18】

ブロック玩具のように収納容器とともに販売している製品について、子供 PSC マークや対象年齢はどこに表示すればいいですか。

【回答】

あるブロック玩具を収納するための専用容器として、繰り返し使用することを目的として設計された収納ケースをそのブロック玩具とセット販売する場合には、当該収納ケースは玩具の一部であるとみなされます。これらは、収納ケース自体に必要な表示を付すことも可能ですし、又は／及び、当該収納ケースとは別にビニール包装や台紙等を容器包装として、子供 PSC マーク等の必要な表示を付すこともできます。